

未成年者の契約は取り消すことができます

20歳未満の者(未成年者)が保護者の同意を得ないでした契約は、原則として取消しができます。(民法)

20歳未満の者がおこなった契約の取消し(未成年者契約の取消し)

保護者の同意を得ないで、お小遣いの範囲を超える契約をした場合、契約を取り消すことができます。

ただし、未成年者が、自分を成年者と偽ったり、保護者の同意を得たと偽ったりした場合には取消しできません。



「あれ?おかしいな。」「もう少し詳しいことを聞きたいな。」
と思ったら、まず相談しましょう!

オンラインゲームなどについて相談する時は ちょっとした準備をしておくとう便利です!

・ゲームで使用しているゲーム機はどれ? →例えば、スマートフォン、ゲーム機、パソコン、タブレットなど



・ゲームで遊んだ人の年齢はいくつ?ゲーム機(スマートフォンなどの場合)は誰のもの?

・料金の請求はどこから?また請求内容は?(クレジットカード会社/アイテム購入)

・お金を支払った方法は? →例えば、クレジットカード、プリペイドカードなど



困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

消費生活
相談

☎ 03-3235-1155

受付時間:月~土曜・午前9時~午後5時

架空請求
専用相談

☎ 03-3235-2400

受付時間:月~土曜・午前9時~午後5時

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階
※日・祝日・年末年始はお休みです。

悪質商法の手口

再現ドラマ付出版前講座

オンラインゲームは楽しいけれど
~子供がクレジットカードを?!~

登場人物



石田 ハマル
小学4年生男子(10歳)



山下 ヒロム
小学4年生女子(10歳)
ハマルの隣に住む同級生



石田 ゆうこ
ハマルの母(45歳)
専業主婦



山下 たかし
ヒロムの父(47歳)
インターネット関連に
少々詳しい

あらすじ

ハマルとヒロムは小学4年生の同級生。オンラインゲームに夢中で、モンスターをやっつけるために「超光るアイテム」がどうしても欲しいのです。隣のクラスの友達から聞いた方法を2人で試してみると・・・簡単にゲットできてどんどんクリアできるようになりました。ヒロムから「超光るアイテムをゲットした」と聞いたお父さんは、クレジットカードを利用したことを知り、「大変なことになっている」と、ハマルのお母さんに知らせました。ハマルのお母さんがクレジット会社に問い合わせると、10万円も使っていることが分かりました。ゲーム機で遊んでいただけなのに、どうしてこんなことになったのでしょうか。

いっしょに学びましょう

ゲーム機でもインターネットにつながってしまう仕組み、クレジットの仕組み、子供にゲーム機や携帯電話を持たせる時の注意点を、クイズを交えながら楽しく、わかりやすく解説します。

オンラインゲームで遊ぶ時は守ろうね!

- お父さん、お母さんの見えるところで使きましょう。
- お父さん、お母さんにだまって、名前や年齢、パスワードなどを打ち込んではいけません。
- ネット上で書き込みをしたり誰かと会う約束をしてはいけません。
- 新しくお友達に教えてもらったことを試したいときは、お父さん、お母さんに話してからやりましょう。
- 夜遅くまで使わないなど、おうちのルールを守りましょう。



